



2022年5月13日

各 位

会 社 名 若築建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 烏田 克彦
(コード：1888、東証プライム市場)
問合せ先 執行役員総務部担当 中野 裕之
(TEL. 03-3492-0271)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第206回定時株主総会に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3)株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(参考書類等のインターネット開示)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4)上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(参考書類等のインターネット開示) <u>第 16 条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、</u> <u>連結計算書類および事業報告に記載または</u> <u>表示すべき事項に係る情報を、法務省令の</u> <u>定めるところにより、インターネットで開</u> <u>示することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等) <u>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総</u> <u>会参考書類等の内容である情報について、電</u> <u>子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち</u> <u>法務省令で定めるものの全部または一部に</u> <u>ついて、議決権の基準日までに書面交付請求</u> <u>した株主に対して交付する書面に記載しな</u> <u>いことができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(附則) <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> <u>第 1 条 変更前定款第 16 条 (参考書類等のインター</u> <u>ネット開示) の削除および変更後定款第 16</u> <u>条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月</u> <u>1 日から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日</u> <u>から 6 か月以内の日を株主総会の日とする</u> <u>株主総会については、変更前定款第 16 条は、</u> <u>なお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経</u> <u>過した日または前項の株主総会の日から 3</u> <u>か月を経過した日のいずれか遅い日後にこ</u> <u>れを削除する。</u></p>

以 上